

## 委員会の運営について

### (趣旨)

委員会の議事・資料の公開のルールや下部組織など、委員会の議事の手続その他委員会の運営に必要な事項について、電気事業法、電力取引監視等委員会令のほか、委員会の内部規程として定めておく必要がある。

### 主なポイント

#### 1. 委員長代理の指名（電気事業法第66条の5第2項）

委員長代理を稲垣委員とする。

#### 2. 定足数、議決等（電気事業法第66条の8）

- ① 委員会は委員長が招集（第1項）。
- ② 委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない（第2項）。
- ③ 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる（第3項）。

#### 3. 運営規程（案）

- ① 委員会の開催日時、場所及び付議事項は事前に公表（第2条）。
- ② 委員会は原則として公開し、議事録、会議資料も原則として公開。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の委員会が全部又は一部を非公開とすることを必要と認めた場合は、その理由を明示した上で非公開。また、委員会の公開・非公開を問わず、議事要旨を公表（第5条）。
- ③ 委員会は、委員会の下に専門会合を設置できる。専門会合は、委員会の求めに応じ、専門の事項について調査審議を行い、その結果を委員会に報告（第6条）。
- ④ 専門会合における審議等についても、委員会に準拠し、原則として公開（第8条）。